

けんか祭りの戦後史

——森の祭りを事例として——

谷部真吾

1. はじめに

本稿では、静岡県周智郡森町で行われる「森の祭り」の終戦後から 1974 年（昭和 49）までを事例として、祭礼の脱暴力化について考察する。このころの森の祭りは、警察をはじめとする外部諸機関から暴力的で、不法的、非教育的な祭礼と位置づけられ、より安全で穏やかなものとするよう要請を受けていた。このような要請は、日本が高度経済成長期に突入したあたりから、いっそう強くなった¹⁾。そうした要請に対し、当時の森の祭り全体の運営を担っていた統括組織、大当番会議はさまざまな対策を講じ、森の祭りを変えようとしたが、思うような成果をあげることができなかった。森の祭りが、こうした状況を脱し、外部諸機関の望むような祭礼へと変貌を遂げたのは、1974 年のことである。

このような、高度経済成長期における祭礼のありよう——秩序観といってもよい——の変化をあつかった研究は、思ったほど多くない。筆者はかつて、静岡県磐田市で行われる見付天神裸祭と（谷部 2012）、富山県高岡市の伏木曳山祭を事例として（同 2020）、これら 2 つの祭礼が高度経済成長期に脱暴力化していった過程を明らかにした。その他にも、有本尚央や阿南透による研究がある。有本は岸和田だんじり祭を例にとり、明治以降の変化、とりわけ祭礼の中で発生する暴力がどのように変化したのかを、年番と呼ばれる祭礼全体を統括する組織と警察との関係から明らかにした（有本 2017）。岸和田だんじり祭は、もともとけんかや事故の頻発する祭礼であったが、昭和 30～50 年代——すなわち高度経済成長期とその少し後の時代——に、年番と警察がさまざまな規制をかけたことによって、「やりまわし」という過激な曳行を中心とする見せる祭りへと変容したという²⁾。だが、有本は、だんじり祭の変化を年番と警察との関係から読み解いたため、この祭礼で地車を曳く一般の参加者・関係者が規制のかけられた祭礼にどう反応したのかが、まったく明らかにされていない。祭礼のありようを変化させるためには、多様な参加者・関係者の認識や行為を変える必要がある。それらを変えることができなければ、どれほど祭礼に規制をかけたとしても、そうした規制は祭礼当日に無視され、結果、例年通りの祭礼が行われてしまう。そのことを、筆者は伏木曳山祭に関する研究で明らかにした（谷部 2020）。祭礼のありようが変化するのに、しばしば時間がかかるのは、多様なステークホルダーの足並みをそろえることが難しいからであろう。したがって、祭礼のありようの変化をあつかう場合には、各ステークホルダーがいかなる認識をもっており、そのような認識がどういった行為を引き起こしたのか、また各ステークホルダー間の相互行為によって、それら認識がいかに変容し、その結果、どのような状況にいたったのかを丁寧に描いていく必要があると考える。

これに対し、複数の祭礼を比較することの必要性を説く阿南は（阿南 2018 : 224）、青森

ねぶた祭、野田七夕まつり、となみ夜高まつりという 3 つの祭礼を取り上げ、高度経済成長期における変化の特徴を明らかにした。阿南によると、高度経済成長期の祭礼は、おおむね 1960 年代前半に中断・衰退・変容を経験するが、後半に復活・発展するという（同）。前半期に中断・衰退・変容する要因は 3 つあり、1 つめは経済効率を重視し無駄を省くことをよしとする当時の時代背景、2 つめは祭礼を学業の妨げとみなす学校関係者の主張、3 つめは事故防止を強調する警察関係者の主張であったとしている（同：246-248）。これに対し、後半期に祭礼が復活・発展する理由については、体系的な研究がなされていないため列挙するにとどめるとしつつ、4 点あげている（同：248-249）。すなわち、祭礼を「伝統」としてプラスに評価するようになった時代性——阿南はこうした状況を「文化化」と呼んでいる——、祭礼は観光資源にもなりうるという認識の一般化（観光化）、観光化に対応するため組織を強化し、祭礼の準備・運営を日常業務として行うようになること（組織化）、事故のない祭礼が目指されたこと（健全化）である。このような阿南の研究は、野心的であると評価できる。しかし、彼自身も指摘しているように、事例として取り上げた 3 つの祭礼自体に共通点がほとんどないため（同：224）、衰退要因としてあげた 3 点がしっかりとあてはまるのは、となみ夜高まつりのみであり、青森ねぶた祭と野田七夕まつりに関しては、筆者の読み方が悪いせいか、その衰退要因がいまひとつはっきりとしない。やはり、コンテキストの異なる祭礼を比較するのは、それなりに困難が伴うといわざるを得ない。加えて、祭礼は、高度経済成長期前期に衰退・中断・変容し、後期に復活・発展するという指摘も、検討の余地があるように思われる。

以上を踏まえると、祭礼のありようの変化を明らかにしようとした場合、やはり 1 つの祭礼を注意深く検討すること、特に各ステークホルダー間のやり取り、具体的には警察を始めとする外部諸機関、祭礼の統括組織、一般の祭礼参加者・関係者といった、少なくとも 3 者間の相互行為に注目して、何が、いかなる理由で、どのように変容していったのかを丁寧に分析していくことが、有効なのではないかと考える。本稿では、そうした視点に立ち、森の祭りが脱暴力化していく過程を明らかにしたい。その上で、祭礼にこのような変化を迫る、高度経済成長期という時代の特徴らしきものを指摘してみたい。これは、祭礼をメディアとみなし、その時代の診断を試みることでもある。

2. 森の祭りの概要

本格的な検討に先立ち、まずは終戦直後から 1973 年までの森の祭りの概要について述べておきたい。森の祭りは、森町に鎮座する三島神社の例祭であり、当時は毎年 11 月 1 日から 3 日までの日程で行われていた。森の祭りには 10 町内が参加していたが³⁾（表 1・図 1）、すべての町内が三島神社の氏子というわけではなく、4 町内はそれぞれ異なる氏神をもっている。各町内は、祭礼当日、自前の屋台を曳き回す。

次に、森の祭りの運営組織について触れておきたい。この祭礼の運営組織は、町内のそれと祭礼全体のそれとに大別される。町内の運営は、^{しん}社と呼ばれる組織を中心に行われる。

表1 森の祭りの参加町内

町名	社名	氏神	備考	
新町	北街社	三島神社		六社
明治町	明開社	三島神社	1885年に開かれた町内 1885～1888年の間に参加	
仲横町	比雲社	三島神社		
本町	水哉社	三島神社		
川原町	沿海社	三島神社		
下宿	桑水社	三島神社		
城下	谷本社	谷本神社	参加年不明	四社
天宮	凱生社	天宮神社	1890年より参加と推定	
向天方	慶雲社	天方神社	1922年より参加	
戸綿	睦栄社	稲荷神社	1926年より参加	

当時、社は、若衆（あるいは若い衆）と呼ばれる高校卒業後から数えて35歳までの人々から構成され、社の代表は社長と呼ばれる。一方、祭り全体の運営は、各社の社長によって構成される大当番会議と年番会議とによって担われていた。これら2つの会議のうち、大当番会議は、各社若衆の意見の取りまとめや、各種書類の作成、屋台運行の決定などを行い、年番会議は、三島神社や、御旅所となる金守神社で行なわれる各種行事が、滞りなく進行するよう手配することをその責務とする。当時の森の祭りにおいて、祭礼の運営に携わる組織はこれら以外になく、そのことはこの祭礼が基本的に若衆のみによって担われていたことを意味している。

最後に、森の祭りの主な行事について列挙する。1日目に山車清祓、金守神社例祭が行われ、2日目には三島神社例祭、谷本社例祭、神輿の渡御が、3日目には天方神社例祭、神輿還御、稲荷社例祭、終祭、舞児還しが執り行われる。また、各日とも、夜になると練りと呼ばれる行事も行われる。練りとは、森の祭りにおける見せ場の1つであり、複数の屋台を近づけて置き、屋台と屋台との間にできたスペースを使って人々が体をぶつけあう行事のことをいう。森町を通る道はどれも細いため、屋台がすれ違うことができない。そのため、屋台が路上で鉢合わせした場合、どちらかの屋台が後ろへ下がらなければならなかった。その際、どちらの屋台が下がるのかを決めるために、練りが行われたともいわれている。練りは、狭い空間の中で人々が体をぶつけあうため、ときとして殴りあいのけんかが発生することもあるらしい。事実か否かは別にして、練りの最中に起きたけんかがもとで、屋根瓦を投げあったという語りがあるほど、練りには暴力を誘発する潜在的可能性

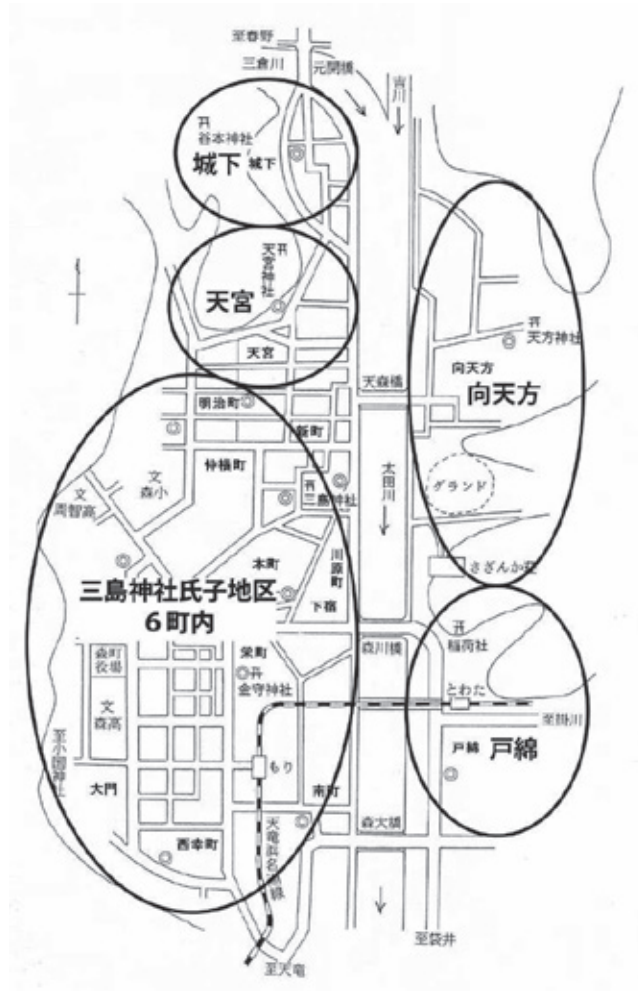


図1 参加町内概念図

出典：『遠州森の祭り』をもとに筆者作成

(森の祭り祭典本部・特設祭典写真班 1989 : 10)

があることを関係者たちも認めている。おそらくはそのためであろう、当時の森の祭りは、「森のけんか祭り」とも呼ばれていた。

3. 警察からの圧力と警察への暴力 ——1940年代後半～1950年代——

3-1. 森の祭りへの規制

このような荒々しい祭礼であった森の祭りを規制しようとする動きは、戦後すぐに警察によってもたらされた。1947 年（昭和 22）7 月 24 日に開催された大当番会議には、森町警察署長も出席していた。席上、署長から次のような 4 つの申し入れがあったことを、城

下の谷本社によって作成された『谷本社記録簿』は伝えている。

森町警察署長よりの申入要点左の如し

- 一、今までの祭典は神社主体の祭典たるに付 今後は屋台曳廻しはハッキリ神社と切離し行わざれば屋台の曳廻しを許可せず
- 二、今までの祭典は完全に徒党を組したる喧嘩たるに付 マッカーサー司令部指令に反する事明かなるに付 許可し得ず
- 三、今後屋台を曳廻す場合には絶対に屋台同志の衝突を避ける事ならざれば許可せず
- 四、右各案に付各社協議をなし 其方法を決定し署長まで報告すべきこと

(山内 2000 : 135-136)

これらの申し入れのうち、第1項からはいわゆる神道指令の影響も読み取れ、きわめて興味深いものであるが、ここでは特に第2項に注目したい。そこからは、警察が森の祭りを「徒党を組したる喧嘩」としてみなしていたことがわかる。さらに、警察は、第3項にあるように屋台同士との衝突——おそらくは練りのことを指すものと思われる——を避けなければ、屋台の曳き回しは許可しないと宣言している。

これに対し、大当番会議は対策を講じ、その年の森の祭りではパレード形式での屋台曳き回しを行った。パレード形式の曳き回しであれば、路上で屋台が鉢合わせすることもない⁴⁾。しかし、こうした変更は長く続かなかった。翌年(1948年)の大当番会議で各社とも自由な屋台曳き回しを希望したため、警察や関係諸機関と折衝の上、承諾を得た。だが、そのような動きを、行政(森町)は快く思わなかったようである。1949年の「大当番議事録」に⁵⁾、「本年度祭典行事は従来より行われ来たれる行事より尚一層健康的な、そして文化的なるものとされたいと町当局者より強き要望あり」と記されている。

以上のような警察や行政による森の祭りへの要請は、管見の限り、戦前には見られなかったものである。このことは、つまり、戦後になって外部諸機関による祭礼を見るまなざしに変化が生じたことを意味しており、彼らはけんか祭りを規制の対象とみなし始めたのである。従来、祭礼に対するこのような認識の変化は、主に高度経済成長期における経済合理性を重視する価値観によってもたらされると、指摘されてきた⁶⁾。しかし、少なくとも森の祭りの場合、時期的にはもう少し早くにそうした認識が生じていたといえそうである。

3-2. 脱暴力化に向けた試行錯誤

だが、そのような外部諸機関の認識が具現化されることは、1950年代初頭から半ばにかけての時期、まだ散発的であった。実際に、この時期の警察は、特に目立った動きを見せていない。それに対して、小・中・高等学校は、1950年代初頭より大当番会議に対して青少年の不良化防止に協力するよう依頼をしている。また、行政も、詳細は不明ながら1955

年（昭和 30）に教育委員会主催の会議を開き、「望ましい祭典の在方」を協議している（山内 2000：161）。

一方、森の祭り側では、この間も大当番会議による祭礼の変更が試みられていた。そこでは、2 つの特徴を見出すことができる。1 つは暴力の排除であり、もう 1 つは規約遵守である。例えば、1950 年の大当番会議では、「本年度祭典行事ハ従来ヨリ一層文化的ニシテ所謂町会全体ノ楽シメン和カナ祭典ニ改善シナクテハトノ各社並ニ各方面ノ強キ要望」があったことを確認した上で、2 つの新たな試みを実施している。1 つは、「申合せ（せ）事項」の追加である。従来、森の祭りには、祭典規約という規定があった。それに加え、当年より、「各社員ハ如何ナル場合ト云ヘドモ絶 対 ^(ママ)ニ暴力ヲ振ワズ」という条項をもつ、新たな規定が設けられた。もう 1 つの新たな試みは、統監部の新設であった。統監部とは、祭典規約および申合せ事項を遵守させることを目的とした機関であり、統監部規約に「統監部ハ屋台曳廻シ規約並ニ申合せ事項ヲ破リ 統監部ノ指示決裁ニ従ハザル場合ハ、該当社ニ対シ屋台ノ曳廻シヲ中止セシメルコト」とあるように、強い権限が与えられていた。さらに、大当番会議は、1951 年から 1961 年までの間、各社に諸規約を遵守させるため誓約書の提出を求めている⁷⁾。

ところで、このような大当番会議による取り組みは、どれほどの効果をあげたのであろうか。森の祭り関係者たちに、昭和 20 年代から 40 年代までの印象を聞くと、ほとんどの人が「あの頃は荒かった」という。当時のエピソードを、いくつか紹介してみよう。終戦直後、森の祭りに参加する町内に密造酒を製造・販売し、多額の儲けを得ていた人がいたらしい。若衆は彼への妬みから、祭礼期間中に彼の工場に押し入り、そこで暴れ、工場を稼働できないようにしてしまったという。また、昭和 30 年代ころには、比較的裕福であるにもかかわらず若衆への祝儀が少ない家に押し入り、家の中で練りを行なったこともあったらしい。もちろん、若衆の暴力は、そうした分限者たちにのみ向けられていた訳ではない。若衆同士のけんかも絶えなかった。しかも、一部の人々にとって、森の祭りは 1 年の憂さを晴らすための機会でもあった。このため、武勇伝には事欠かない。また、「今はいいが、祭りのときは覚えておけよ」といういい回しも——実際には何もしなかったとしても——、慣用句としてよく使われたらしい。彼らにいわせると、あのころは「祭りは無礼講」、「でたらめをするのが祭り」という認識でいたという。以上からすると、大当番会議は暴力の排除を重点課題の 1 つとして対策を講じていたにもかかわらず、一般の若衆たちにその意識がなかったため、思うような効果をあげることができなかったといえる⁸⁾。

大当番会議による対策に関して、もう 1 つの特徴であった規約の遵守についても、やはりうまくはいかなかったようである。とりわけ、屋台曳き回し終了時間に関する規約は、しばしば破られた。「大当番議事録」によると、1953 年（昭和 28）の森の祭りにおける道路使用許可は、11 月 1 日 8:00 から 3 日 24:00 までとなっていた。しかし、同年の『谷本社記録簿』11 月 3 日の項には、次のような記述がある。

三社元気なる内に終了して二時半頃帰還すべく明治町より天宮川向を廻り城下に向う町内に入り城下本村まで行き 終了まで六十名程の社員最後まで元気一杯に行動して実に立派なる終止符を記録す

終了時間四時頃なり

当社終了開散後^(ママ) 五時頃凱生社屋台来り 六時頃帰る (山内 2000 : 155)

この記述から、許可された時間をオーバーし、谷本社は 11 月 4 日の 4:00 ごろまで、天宮の凱生社にいたっては 6:00 ごろまで屋台を曳き回していたことが明らかになる。昔は明るくなるまで屋台を曳き回していたという語りを頻繁に耳にしたが、それが事実であったことをここからも理解できる。

規約の遵守の難しさは、また、屋台の順路に関しても指摘することができる。屋台の順路は、祭典規約の中で細かく定められていた。それによると、北の城下方面に向かう場合の順路（これを「上り屋台」という）と、南の下宿方面に向かう場合の順路（同じく「下り屋台」とでは、別々の道を通ることになっていた。1950 年の祭典規約を見てみると、上り屋台の順路は上河原町より仲町を上り、三島神社の前を通り森町駅の横を通り、横町、明治町、開運町、赤松を経て城下に向うとされ、他方、下り屋台の順路は天宮川向、天宮本町、新町、仲町、本町を通ることになっていた⁹⁾。こうした規定にしたがって屋台を運行する限り、屋台が鉢合わせすることは基本的にないといえ、それはまた、本来、練りは発生するはずがないことを意味している。しかし、実際には、練りは毎夜行われていた。この事実は、規約が形骸化していたことを示している。このように、大当番会議主導の改変は、規約の遵守に関しても、期待された効果を発揮することができなかったのである。

以上からすると、暴力排除にしても規約遵守にしても、大当番会議による取り組みには限界のあることが明らかとなる。そのため、このような状況が続くと、外部諸機関、とりわけ警察による規制を呼びこむ可能性が高くなる。実際、警察は、日本が高度経済成長期に突入し始めたころから、森の祭りへの関与を強めた。1958 年（昭和 33）、警察は、「祭典時における不法事案の取締方法」と題された印刷物を配布する。そこには、次のような一文が含まれている。

各所で秋祭が行われていますが、この祭に藉口しての不法行為或は未成年者の飲酒・喫煙等恰も祭典時には常時とちがつた法秩序下にあるが如く思っているものが未だなしとしない。警察では民主社会の祭りの在り方を世論に聴き、次の事項を主眼として暴力行為の一掃、青少年の不良化防止、交通秩序の維持と危険防止のため徹底した指導取締を実施する（下線は筆者）。

この文章には、当時の警察の認識が示されており、きわめて興味深い。警察は、祭礼といえども日常的な法秩序の下に行われるとし、暴力行為の一掃、青少年の不良化防止、交

通秩序の維持と危険防止のため、徹底した指導取締を行うとしている。また、そうした法規に違反しない祭礼こそが、民主社会におけるありようであるという認識をも示している。このような認識をもつ警察は、似たような配布物をその後も 1960 年、1969 年に配布している。また、警察からの指示は、口頭によるものもあった。1958 年、1959 年、1961 年には、森の祭りの期間中であつたにもかかわらず、わざわざ各社の代表者を呼び出し、事故防止の徹底、暴力排除の徹底、屋台曳き回し終了時間の厳守を通達した。さらに、1964 年には、それまでなかった統制責任者という役職を、各社に新設させたりもした。統制責任者とは、屋台曳き回しにおいて全責任を負う役職であり、祭礼期間中は役職名の書かれたたすきを肩にかけることを義務づけられた。こうすることで、コミュニティの外部者である警察の目にも、誰が責任者であるのかが一目瞭然となる。このように警察は、1950 年代後半以降、様々な方法で森の祭りに関与し続けた。反対にいえば、当時の森の祭りが、関与し続けなければならない状況にあつたといえ、なかなか森の祭りのありようが警察の望む方向に変わらなかったことを示唆している。

3-3. 警察との衝突

だが、そのような警察による関与は、とりわけ森の祭りの若衆たちから「圧力」と捉えられ、やがて彼らの反発を招くこととなる。それは、ときとして、警察官に対する直接的な暴力に結びつくこともあった。昭和 40 年代初頭、比雲社の若衆が警察官を用水路に投げこむという事件が発生した。警察官が、屋台曳き回し終了時間を過ぎても屋台をしまおうとしなかった比雲社に対して、注意をしたところ、社員たちは「屋台をしまうかどうかは自分たちで決めることであつて、警察にとやかくいわれる問題ではない」として、その警察官を用水路に投げこんだという¹⁰⁾。また、1969 年（昭和 44）には、警察官を殴打するという事件まで起きている。ある見物客が若衆に殴られたとして、近くにいた警察官に訴えた（1969 年 11 月 4 日『静岡新聞』）。このため、この警察官は、暴行を働いたと思われる若衆を警察署に連れて行こうとしたところ、数人の若衆が警察官を殴打し、全治 3 週間の怪我を負わせてしまった。

こうした 2 つの事件からは、警察と一般の若衆との間に、祭礼のありように関する認識の違いがあつたことを指摘できる。警察は、この 2 つの事件に関して、道路交通法違反や傷害罪といった法秩序を背景に、違反者・容疑者への指導・事情聴取を行おうとしたものと思われる。そうした行為は、1958 年の印刷物にも示されていた、祭礼ですら日常的な法秩序の下で行われるという認識に支えられていたといえる。これに対して、一般の若衆たちは、そのような警察の態度に不快感を示している。彼らの思いは、先の 2 つの事件における発言に表れている。彼らは、用水路投げこみ事件において「屋台をしまうかどうかは自分たちで決める」と主張し、また警察官殴打事件では、警察官が見物客を殴ったとされる若衆を警察署に連れて行こうとしたところ、若衆は「なんだポリ公、警察に行くことなんかない」といいながら、警察官を殴ったという¹¹⁾（1969 年 11 月 4 日『静岡新聞』）。こう

した若衆たちの発言からは、森の祭りは自分たちのものであり、警察にとにかくいわれる筋合いはないという認識、換言すれば、祭礼は非日常的な秩序が支配する時空であり、日常的な秩序の外側に位置するという認識をもっていたといえる¹²⁾。

とはいえ、警察官が殴られたとあっては、警察としても看過することはできない。事件後、すぐさま警察は祭礼の近代化を呼びかけるとともに、今後は警察官に対する不法な行動を厳しく取り締まるという方針を明らかにした（1969年11月4日『静岡新聞』）。行政もこの事件を重く受け止め、1969年11月23日に教育委員会主催の反省会を開いた。その結果、小委員会を作り、これからの方針を検討することとなった。こうして設立されたのが、祭典改善小委員会であった¹³⁾。

祭典改善小委員会では、次の2つのことを実施した。1つめは服装の統一であり、腹掛、股引、はっぴの着用を義務化した。また、はっぴの下に着る肉襦袢を各社ごとに統一した。これによって、はっぴを脱いだとしても、その人がどの社員か識別できるようになった。2つめは、祭典本部という機関を新たに設けたことである。「町内の皆様へ 明るく楽しい祭りにしましょう」と題された印刷物によると、祭典本部は、暴力を排除し、明るく楽しい祭りを進めるために設立され、本部長1名（森町助役）、副本部長3名（町内会長3名）の役職が置かれた¹⁴⁾。祭典改善小委員会は、森の祭りを文字通り改善するためにいくつかの対策を講じたのであるが、その効果を森の祭り関係者に尋ねてみると、多くの人が当時のことを覚えていないと答える。このことは、小委員会による変革が、思ったような効果をあげなかったことを意味しており、一般の若衆が抱いていた「でたらめをするのが森の祭り」という認識を、変えることができなかったのである。

4. 1974年の改革

4-1. 改革案の策定

そうした中、1973年に不幸にして2件の死亡事故が発生してしまう。1件は、酒に酔った参加者が屋台の横を通り抜けようとしたとき突然よろけて転倒し、屋台にひかれてしまうという事故であり、11月2日に発生した。もう1件は、翌3日に発生したものであり、運行中の屋台に飛び乗ろうとして誤って腹をうち、内臓破裂で死亡してしまうという事故であった。これらの事故が発生したことにより、1973年11月13日の『静岡新聞』に「ケンカ祭り考え直そう」というコラムが掲載された。コラムは、これまでの森の祭りを“異様な”ふん囲気」の中で行われる『危険に満ちた』秋まつり」とあり、この状態を改善するには参加者1人1人の意識改革が重要であると指摘している。ここにおいて森の祭りは、マス・メディアからも非難されるようになってしまったのである。

事故後、森の祭り側は、1970年のときと同様、まずは改革委員会を組織し、改革案を協議することにした。このとき中心的な役割を果たした人物の1人に、三島神社の宮司がいる。宮司は、今回の改革の柱として3つの項目を提示した。その3つとは、心の改革、屋台曳き回しに関する改革、組織上の改革である。まず、心の改革において宮司が目指した

ことは、祭礼に対する関係者たちの認識を変えることであった。より具体的に述べるとすれば、祭りとは氏神への感謝の念をもって行なわれるものであり、すべての行事は神事と切り離して考えることはできないという基本理念を、参加者全員に徹底させることが目指された。これによって、若衆たちがそれまでもっていた「祭りとは屋台の曳き回しのことであり、屋台の曳き回しは無礼講である」という認識を改めることができ、統制のとれた祭りを実現することができるはずだというのが宮司の考えであった。次に、屋台曳き回しに関する改革についてであるが、ここでは上記理念にもとづいて、統制のとれた屋台曳き回しの実施が主張された。最後に組織上の改革について、この項目において宮司は、祭りの運営組織のあり方に対する変更案を提示した。変更案の内容は、各社の運営組織と祭り全体のそれとに大別される。まず各社の運営組織に関して、若衆の上に中老を設け彼らを社の構成員とすることが主張され、次いで森の祭り全体の運営組織に関して、各社の中老や各町内会より選出された人物によって編成される、新たな統括機関の設置が提案された。つまり組織上の改革では、各社の運営組織においても祭礼全体の運営組織においても、これまで若衆がもっていた権限を制限することが目指されたのである。

このように三島神社宮司によって改革の方向性が示されたことで、改革委員会は大当番会議と連携をとりつつ、改革案を具体的に詰めていくこととなった。その結果、心の改革に関しては、「祭りとは氏神への感謝を表す行為である」という理念を具現化するために、神社間の関係が調整された。森の祭りに参加する各町内が氏神とする神社は全部で 5 つあり、これまでそれらの関係は横並びであった。そのため、三島神社氏子地区の 6 社と非氏子地区 4 社との間に協調関係が生まれにくく、それが若衆同士のけんかのような暴力行為の原因になっていたとの認識から、非氏子社を新たに作られた三島神社奉賛会という組織に組み入れることで準氏子社とし、祭礼期間中は全社で統一的な神事行事・祭事行事を執行することとした。これにともない、それまで三島神社の氏子しか参加することのできなかった行事に、全社参加できるようになった¹⁵⁾。次に 2 つめの屋台曳き回しに関する改革についてであるが、そこでは事故防止の観点から、屋台の運行に関わる 9 つの役職の設置が義務づけられ、あわせてそれら役職の責務が明示された（表 2）。最後に 3 つめの組織上の改革に関して、これも基本的には宮司によって提案された案を精緻化する方向で考えられた。そこで、まず社の運営組織から見ていこう。これまで社の代表は社長が務めていたが、今回の改革により、新たに頭取と呼ばれる役職を設け、社長は社の代表としての地位と権限を頭取に譲ることとなった。なお、この年の頭取には、町内会長が就任することとなった¹⁶⁾。一方、社長は、社の代表としての任を解かれたとはいえ、若衆の代表であることには変わりなく、今後も若衆の取りまとめ役として活躍することとなる。また、社の新たな運営組織として、各社に数え 36 歳から 50 歳までの人々によって構成される中老を組織させた。他方、森の祭り全体の運営組織については、後に祭典本部と呼ばれることとなる森の祭り全体を統括する機関が新たに設けられた。祭典本部は、基本的に、各社から選出された頭取らによって構成されることとなった。

表 2 屋台運行に関わる役職

係名	人数	内 容
統制責任者	2 名	屋台運行における責任者
進行係	2 名	屋台の進行（方向や時間）を決定する
車軸（心棒）係	2 名	車輪の横で警備をする
中警備	2 名	車輪の直前で警備をする
手木係	4 名	屋台の舵取りをする
後警備	2 名	屋台後方の綱について舵取りをする
高欄係	4 名	屋台の屋根（高欄）に乗り警備をする
交通整理係	2 名	屋台の前方・後方について、交通整理をする
整理美化係	2 名	屋台運行中に出されるゴミを回収する

以上が、1974 年に策定された改革案の格子である。この改革案を改めて眺めてみると、改革委員会が森の祭りから暴力を排除するために、さらには事故を防止するために、いかなる方法をとろうとしていたのかが浮き彫りとなる。例えば、心の改革では、全社を形式的とはいえ三島神社の氏子とすることによって、森の祭りで執行されるすべての行事に全社を平等に参加させることで、余計な騒動が生起しないようにすることが意図されていた。

また、屋台曳き回しに関する改革では、屋台運行における役職と責務を明確化することによって、事故防止を図ろうとしていたものであり、これは管理体制の強化であると解釈できる。さらに、運営組織の改革では、社に中老を組みこむことによって若衆の暴発を抑えるとともに、森の祭り全体を統括する祭典本部を設置することで秩序ある祭礼の実施を意図したのであり、これもまた管理体制の強化であるといえる。要するに、1974 年の改革では、平等化と管理体制の強化が図られたわけである。

4－2．関係者への説明と警察との交渉

もっとも、こうした精緻な改革案を策定しさえすれば、森の祭りの改革が成功すると改革委員会も考えていたわけではない。上述した『静岡新聞』のコラムでも指摘されていたように、森の祭りを改革するには、祭り参加者個々人の意識を変えることが重要である。そのことは、改革委員会も理解しており、彼らは参加者の意識改革が改革全体の成否を左右すると考えていた。すでに述べたように、森の祭りのありようを変えようとする動きは、これまでも何度か見られた。しかし、そうした動きは、参加者たちの意識、すなわち「祭りは無礼講」、「でたらめをするのが祭り」という意識を変えることができなかったため、ことごとく失敗に終わった。改革委員会は、同じ轍を踏まないために、何度となく説明会を開き、参加者たちの意識改革に努めた。当初は、酩酊状態で説明会にやってきて、「森の

祭りを変える必要などない」と大声で叫ぶものもいたそうであるが、何度も説明会を開くうちに、徐々に理解を得られるようになり、最終的には、森の祭りのおかれている状況や今後の方向性について、一般の若衆や町内の人々と認識を共有することに成功した。

さらに改革委員会は、改革案の策定と関係者への説明という作業の他に、警察との折衝もこなさなければならなかった。当時、警察は、死者が出るような危険な祭礼は即時廃止すべきであるとの見解を示し、1974年以降は道路使用を許可しないと宣言していた。このため、改革委員会は、ここでも改革の趣旨と方向性を文字通り何度も説明したという。その甲斐あって徐々に警察の態度も軟化した。が、屋台曳き回し終了時間と練りの実施については、なかなか合意が得られなかった。これまで、森の祭り側が警察に申請していた屋台曳き回し終了時間は、11月3日の24:00であった。警察は、この申請にもとづいて屋台の曳き回しを許可していたが、いざ祭りが始まるとこの制限時間はしばしば破られた。警察は、そうした状態を改善するためにも、森町周辺の祭礼がそうであるように、21:00に屋台を格納するよう主張してきた。これに対して、改革委員会は、終了時間が早いとあせりから事故が発生してしまう恐れがあること、21:00という観客が多い時間帯での屋台格納は不可能であること、格納後の祭礼参加者の管理ができないこと、の3つの理由から、23:00の格納を主張した。その後の警察と改革委員会とのやり取りの詳細は不明であるが、最終的に屋台曳き回し終了時間は、1日目が21:30、2日目22:00、3日目22:30ということで、双方の折りあいがついた。

一方、練りの実施をめぐる議論は、平行線をたどった。警察は、当初から、練りは暴力の温床であるという認識をもっていた。また、そもそも規約通りに屋台を運行すれば、練りは発生しないはずだと主張し、練りを廃止しなければ道路使用を許可しないという態度を崩さなかった。そうした警察に対して、改革委員会は、必ずしも練りは暴力の温床ではないと反論を繰り返した。また、練りは若衆がもっとも楽しみにしている行事であることから、ただでさえ彼らに我慢を強いる改革を実行しようとしているので、若衆に練りをやらせてあげないと、彼らの協力を得ることができず、規律ある祭礼の実現も難しくなるとも主張した¹⁷⁾。改革委員会と似たような思いは、当時の社長たちも抱いていた。1974年の比雲社社長は、「時間その他十一時が十時になっても致しかたないがネリだけは森の祭の特徴でもある。これを取たら若い衆も付いて来てくれないだろう」と手記に記している。このため、改革委員会としても、そう簡単に練りの廃止を承諾するわけにはいかなかった。こうして、練りをめぐる警察との交渉は難航した。この交渉の結末について、1974年11月1日の『読売新聞』は、次のように伝えている。

「伝統の継承」か「事故防止」か——まつりの形式をめぐる関係者の意見が分かれ、調整が難航していた周智郡森町三島神社など五社祭礼（「森のまつり」）は、きょう一日の幕開けを控えた土壇場の三十一日になって、ようやく話し合いがまとまり、山車をぶつけ合う“けんかねり”は今年は姿を消すことになった。

このように、1974年の祭りを明日に控えた10月31日に、練りは廃止されることになったのである。結果的に、改革委員会が折れたようである。しかし、それと引き換えに、当年も道路使用許可を得ることができた。こうして改革に向けた準備はすべて整った。ここまで述べてきたように、改革委員会によって策定された改革案は、一般の若衆や住民だけでなく、警察にも了承されたものであった。その意味で、改革案は、祭礼に関わる多様なステークホルダーによる共同作業として成立したのである。また、こうした改革案の成立によって、森の祭り側が「新しい時代に即応した事故のない“明るいまつり”が実現できると思う」と話していたことを、1974年11月1日の『読売新聞』は報じている。平等化と管理体制を強化することによって、森の祭りを大きく変えようとした1974年の改革案は、後に全75条からなる「森の祭り祭典規約」の中に盛り込まれることとなる¹⁸⁾。しかし、改革は規約の作成によって終わるわけではない。多木浩二は、スポーツの近代化について分析を行なった研究の中で、スポーツがゲームとして成立するためにはルールという規則の存在が欠かせないとしている（多木1995：108-113）。その上で、彼は、ルールの次元とゲームの次元とでは違った原理が作用しており、前者は抽象的な体系であり、後者は現実態であると指摘している。こうした多木の指摘を踏まえると、問われるべきは、これまで練り上げてきた改革案にしたがって祭礼を実行することで、予定通り森の祭りをコントロールすることができるか否かである。

4-3. 1974年の祭りの様子

では、1974年の森の祭りは、どうだったのであろうか。当年の祭礼終了後に編まれた「昭和四十九年度 森の祭 反省記録」（以降「反省記録」と略記）という小冊子を見てみると、道路使用許可時間を過ぎても屋台の曳き回しが行われていたり、各役職の役割分担が不明確であったりしたそうであるが、総じて事故や不法行為のない祭礼であったようである。この「反省記録」には、各社の代表者だけではなく、婦人会、森高等学校、森町立幼稚園、周智郡婦人団体連絡会といった外部諸機関からの感想も寄せられている。それらの感想に目を通すと、彼らも当年の森の祭りを好意的に評価していたことがわかる。例えば、森高等学校の関係者は次のように述べている。

今までの祭典は「明るい祭典」とか「町ぐるみの祭典」とか云われていたが現実には「恐ろしい祭典」「危険な祭典」でしかなかったが本年はそのようなことは全然見当たらない。楽しい祭典であったと思う。——（中略）——小さな問題点はあったと思うがこの点も将来改革され、ばよい祭になると思う。

こうして、ようやく森の祭りは、恐ろしく危険な祭典からの脱却を図ることができたのである。このような評価がなされたのは、やはり暴力の温床であるとされた練りを廃止し

たことが大きかったと思われるかもしれない。だが、実のところ、練りはこの年も行われていた。改革委員会は、先の新聞記事にあったように、祭礼直前に練りの廃止を承認した。しかし、その一方で、関係者たちに以下のことを伝えていたという。

練りは絶対に禁止である。だが、屋台同士がすれ違う際には、すんなりといかないこともあるかもしれない。そのようなときでも、5分以内にすれ違うように。

つまり、改革委員会は、警察の手前、「練りをやってもよい」という言葉をいっさい使わず、屋台のすれ違いを利用して5分間だけなら練りをやってもよいと、関係者たちに暗に示したのである。だが、このような改革委員会の発言は少々奇妙である。以前から警察が指摘していたように、そもそも屋台の順路を守って曳き回しを行えば、屋台同士が鉢合わせすることはなく、練りは発生しないはずである。なぜ彼らは「屋台同士がすれ違う際」などといい出したのであろうか。実は、屋台の順路を詳細に調べてみると1ヶ所、白羽屋前と呼ばれる交差点で、上り屋台の順路と下り屋台の順路が交差することに気づいたのである（図2）。その地点で、2台の屋台がタイミングをあわせて曳き出すと、鉢合わせが起こる。こうして、この年も練りは実施されたのである。だが、そうした状況を目の当たりにした警察は、当然、黙っていなかった。警察は、練りが行われるたびに電話で猛烈な抗議をしたという。すると、祭典本部はまず謝罪し¹⁹⁾、「あれはすれ違いの際の悪ふざけである」という説明を丁寧に行ったらしい。1974年の森の祭りでは、期間中、練りが起こるたびに、このような光景が繰り返されたという。こうした警察との関係について、当時、祭典本部で謝罪役を務めた相羽恒雄さん（1931年生まれ）は、次のように語る。

警察から苦情をいわれると、こっちはポーズで謝り続けた。でも、あるとき、なぜ警察は電話で怒ってばかりで、自分たちで練りを止めに行かないのだろうと、ふと思った。それで、彼らもポーズで怒っているのではないかと思うようになった。ポーズで怒り、ポーズで謝る。祭りの夜は、そんなことが繰り返された。

確かに、練りを阻止したいのであれば、警察が実力を行使すればよい。しかし、そうはしなかった。こうして、1974年の森の祭りでも、練りは実施されたのであった。にもかかわらず、この年の森の祭りは、外部諸機関からも好意的に評価されたのである。この意味は大きい。なぜならば、練りがあっても、恐ろしく危険な祭典にはならないことを示すことができたからであり、それと同時に、「練りは必ずしも暴力の温床ではない」という改革委員会の主張を実証することにもなったからである²⁰⁾。こうして、ようやく、森の祭りの改革が達成されたのである。

では、このような1974年の改革とは、一体どのような特徴を有していたのであろうか。



図2 屋台の順路

(筆者作成)

「反省記録」に寄せられた感想の中に、少数ではあるものの、「楽しさに欠ける点が多かった」、「規則正しい祭の中で強い圧力を感じた」、「規則、規則でしぼられるな。今すこしなごやかな祭りであってほしかった」という意見が述べられていたことは興味深い。これらの意見は、改革によって、森の祭りに備わっていた解放的性格が失われたことを指摘している。つまり、今回の改革とは、祭礼のありようを変質させるものであったのであり、しかもその変質は警察との折衝の中でもたらされたものであったことを考慮すると、非日常的時空を日常的な秩序に取りこもうとすることで、非日常性を希薄化させるものであったといえよう。

あるいは、有本尚央や阿南透の指摘にならって(有本 2017、阿南 2020)、この改革の特徴を別の視点から捉えることもできるように思われる。1974年の森の祭りのありようは、すでに指摘したように、祭礼直前に「森の祭り祭典規約」として明文化された。その点からすると、この改革の方向性は、ノルベルト・エリアスによって明らかにされた伝統的娯楽がスポーツ化していく過程に似ているといえる(エリアス 1995)。エリアスによると、あ

る伝統的な娯楽がスポーツとして発展していく際には、次のような 3 つの特徴が見られるという。それは、ルールの設定、脱暴力化、脱ローカル化の 3 つである。森の祭りの場合、今回の改革以降もあくまで地域の祭りとしてあり続けたため、この祭礼が脱ローカル化することはなかった。しかし、それでも今回の改革案では、ルールが設定され、その上で脱暴力化が企図されていた。その意味からすると、この改革案が目指していた方向性とは、エリアスのいうスポーツ化に近いものであったといえることができると思われる。

5. まとめにかえて

以上、本稿では、森の祭りという 1 つの事例を取り上げ、終戦直後から 1974 年までの間に脱暴力化していった過程を、この祭礼のステークホルダーである外部諸機関、大当番会議や改革委員会・祭典本部といった統括組織、さらには一般の参加者・関係者の認識や相互行為に注目しつつ、明らかにしてきた。この間の森の祭りは、外部諸機関からの圧力を受け続けてきた。この圧力が本格化するのは、日本が高度経済成長期に突入したころからであり、その時期に発生した 2 つの事件・事故を契機として、森の祭りは大きく変貌を遂げた。但し、ここで注意すべきは、こうした変化が外部諸機関からの圧力のみによって成立したわけではないことである。森町の人々によって構成された 1974 年の改革委員会が、率先して森の祭りの改革に着手していったこと、さらにはその改革に一般の参加者・関係者が理解を示していたことを忘れてはならない。この点はきわめて重要である。なぜならば、すでにこの時期の一部の森の祭り関係者の中に、「祭りといえども日常的な法秩序の下に行われる」という感覚が、ある程度、浸透していたことを、この事実が示しているからである。

また、この時期に、事件・事故が多発する祭礼のありようが外部諸機関によって強く批判され、より安全で穏やかな祭礼へと変化していったという現象は、森の祭りだけでなく、見付天神裸祭（谷部 2012）や伏木曳山祭（同 2020）でも見られた。また、岸和田だんじり祭でも（有本 2017）、となみ夜高まつりでも（阿南 2018、同 2020）確認されている。このようなことからすると、高度経済成長期という時代は、祭礼の暴力性・危険性を強く批判し、場合によっては改変を迫る時代であったといえるのではないと思われる。このことは、祭礼をメディアとして時代診断を試みることも、決して無意味ではないことを示唆しているものと考ええる。但し、では、なぜ高度経済成長期にこのような風潮が生じたのかについては、筆者の力量を超える問題でもあるため、にわかには答えられない。もしかしたら、1964 年（昭和 39）に東京オリンピックが、また 1970 年に大阪万博が開催されたことと関係があるのかもしれない。国際化しようとする日本において、暴力的で危険な祭礼は、前時代的なものと捉えられたからこそ、強く批判された可能性も指摘できよう。いずれにせよ、これについては、さらなる研究が必要であると理解している。

ところで、本稿ではここまで、祭礼という語を意図的に使用してきた²¹⁾。中里亮平によると、「祭礼研究」は現在、民俗学における主要な研究テーマとなっていないという（中里

2023 : 141)。中里は、祭礼を対象とする研究と「祭礼研究」とは、別ものではないかといかける²²⁾。その上で、「祭礼研究」を確立するためには、「祭礼だからこそ、祭礼からしか、見出せない何かについて論じる」ことの重要性について言及している(中里 2019:164)。いまここで、「祭礼研究」とは何かや、「祭礼研究」を確立する必要性・妥当性について論じる余力は、筆者にない。だが、祭礼「を」ではなく祭礼「で」研究すること、祭礼「で」研究したからこそ明らかにできることとは何かを明確に意識することは、きわめて重要ではないかと考えている。祭礼をメディアとして扱うことで、時代診断を試みる研究が、そのような方向性に沿うものであると、少なくとも筆者は捉えている。

[注]

- 1) 本稿では、1950年代中ごろから70年代初頭にかけて、日本経済が平均10%の経済成長を経験した時期を(吉川 2012 : 3)、高度経済成長期としている。
- 2) やりまわしとは、構造的に曲がることのできない^{だんじり}地車を、なかば強引に曲げる曳行方法であり、交差点を曲がる際、勢いよく走りながら人の力だけで地車を直角に曲げることをいう(有本 2017 : 61-62)。
- 3) 当時の森の祭りと現在のそれとは、少々異なる。現在、森の祭りは11月第1週の金・土・日に行われ、参加町内も14町内となっている。
- 4) ということは、1947年(昭和22)の森の祭りでは、練りを行わなかったのであろうか。この点について、はっきりとしたことはわかっていない。当時の大当番会議の内容を記録した「大当番議事録」を見てみると、パレードは11月2日と3日の、いずれも夜に行うことになっている。2日は17:00に森小学校に集合し、向天方に一度寄ってから横町・明治町・天宮を経て城下まで行く。そこから仲町まで戻って解散することになっている。3日も同じく17:00に小学校に集合してから仲町へと向かい、さらに遠江森駅・戸綿を経て仲町に戻って解散となる。この計画通りにパレードが行われたとすると、3~4時間もあれば十分に曳き回しを終えることができたはずである。そうなると、パレードの終了時刻は20:00か21:00ごろと予想される。現在の感覚からしても、この時間に屋台をしまうのは、少し早いように思われる(現在の屋台格納時刻は、1日目が21:30、2日目22:00、3日目23:30である)。これ以降の時間を、1947年の森の祭りでは、どう使っていたのであろうか。
- 5) 「大当番議事録」については、注4を参照のこと。以降、本稿における歴史記述の出典は、特に断りのない限り、基本的に「大当番議事録」によっている。
- 6) 例えば、芦田徹郎は、「かつて盛んであった祭りが近代化(高度経済成長)の過程で衰退を余儀なくされたのは、おそらく、計算可能性と合理的予測を要求する資本主義的生産の障害として排除されたためである」としている(芦田 2001 : 48)。
- 7) 加えて、暴力の排除や規約の遵守とは直接関係しないものの、1958年(昭和33)には、大当番会議において森の祭りをどう改変するべきかに関する会合がもたれた。「大当番議事録」によると、各社の代表から、森の祭りを町民大会的にする、町の有力者を顧問にする、警察の取り締まりによる祭りの改革では意味がないといった意見が出されたという。
- 8) 少々時代が下がるが、当時の森の祭りの雰囲気をも物語るものとして、1969年(昭和44)11月5日の『静岡新聞』の記事をあげることができる。それによると、11月4日に森警察

署は、この年の祭礼を見にきていた 31 歳の男性を、銃砲刀剣類等不法所持で緊急逮捕したという。この男性は、「同町の秋祭りに遊びにきていた際、刃渡り 24.5cm の短刀を持っていた」とのことである。森の祭りには、こうした人物を呼びこんでしまう雰囲気があったのである。

- 9) しかも、屋台が鉢合わせした際には、逆路をとった屋台、もしくは上り屋台において道を譲るという規定まであった。ちなみに、「大当番議事録」によると、ここにあげたような順路が定められたのは 1932 年（昭和 7）からである。
- 10) ちなみに、比雲社は、1967 年（昭和 42）に曳き回し終了時間を無視したとして警察に始末書の提出を求められたようであり、その写しが仲横町に残されている。この始末書の写しは、警察官を用水路に投げこんだ事件と、あるいは関係があるのかもしれない。
- 11) 警察官殴打事件に関して、若衆が警察官を殴る際に発した言葉については、新聞によって違いがみられ、「いい方が気に入らない」（1969 年 11 月 3 日『朝日新聞』）、「祭のとき逮捕するなど態度が悪い」（同年 11 月 4 日『朝日新聞』）、「警察官が何だ」（同年 11 月 4 日『中日新聞』）などと報道されている。いずれの場合も、警察官の指示に対する彼らの不快感が見て取れる。
- 12) これらの事件について、さらに、匿名性の消失という特徴を指摘することもできる。特に警察官殴打事件では、11 月 3 日から 18 日にかけて 8 人の逮捕者を出している（1969 年 11 月 4 日『朝日新聞』、同『静岡新聞』、同年 11 月 5 日『静岡新聞』、同年 11 月 18 日『静岡新聞』）。このことは、祭礼の際の暴力も、加害者が特定されるようになったことを意味していよう。
- 13) 「祭典改善小委員会委員名簿」によると、この会の構成員は、森町助役、森町議会議長、町議員代表、森町教育委員長、商工会会長、観光会会長、森地区婦人会代表、社会教育委員長、教育長、PTA 代表、三島神社宮司、各神社の氏子総代、森地区町内会長代表、各社社長であった。こうした顔ぶれからすると、当時の森の祭りの改善が、町をあげての取り組みだったといえそうである。
- 14) この祭典本部は、後に「楽しい祭り推進本部」と呼ばれることになる。
- 15) そうした行事の 1 つに、11 月 3 日の夜に行われる舞児還しがある。舞児還しとは、ある順番にもとづいて、三島神社氏子地区 6 社から選出された、神社での神事の際に舞を奉納する 4 人の舞児（数え 9 歳の女兒）を屋台に乗せて、その子の自宅まで送り返すという行事である。舞児還しは、練りとともに、森の祭りのもう 1 つの見せ場となっている。しかし、この行事は氏子地区 6 社しか参加できなかったため、非氏子地区 4 社は舞児を乗せた屋台の運行を邪魔したという。こうした行為は、氏子地区 6 社からすると、町内を代表して神子として舞を奉納した子を、両親のもとに送り返すという厳粛な儀式を妨害するものと映ったため、毎年、もめごとの原因となったという。それが、今回の変更によって、全社舞児還しが行えるようになったのである。但し、9 歳の舞児は、従来通り氏子地区 6 社から 4 人選出され、他の 6 社は数え 13 歳の女子を舞児とすることになった。
- 16) 頭取は、翌 1975 年以降、町内会長ではなく中老（後述）より選出されることとなった。
- 17) その一方で、町民の中にも、練りを「事故防止の観点から廃止し、パレード形式にすべきだ」と考える人々がいたことを、1974 年 10 月 16 日の『読売新聞』は伝えている。
- 18) 「森の祭り祭典規約」の前文には、心の改革において示された理念が記されている。その意

味からすると、心の改革の理念は、このときの改革における、さらには現在の森の祭りにおいても、中心的なイデオロギーとなっているといえる。こうした状況は、三隅貴史が主張する「祭礼の神聖化」にあたると思われる（三隅 2023 : 358-359）。三隅によると、祭礼の神聖化とは、祭礼の高尚な意味を強調する言説——例えば、祭礼が神事、伝統、芸能、文化財、文化遺産などであることを強調する言説——によって、祭礼の混沌を縮小させ、秩序を達成しようとする戦略のことであるという。ただ、祭り（祭礼も含む）は、祭儀と祝祭（藺田 1990 : 64）もしくは儀礼性と祝祭性（芦田 2001 : 29）という 2 つの局面からなることを考慮すると、「祝祭性の神聖化」とした方が適切なのではないかという気もしている。

- 19) 森の祭り当日、その実施を統括したのは改革委員会ではなく、祭典本部であった。したがって、祭礼当日の統括組織を指す場合には、祭典本部と表記する。
- 20) その結果、練りは翌年以降も実施されることとなった。
- 21) すでに多くの研究者が指摘しているように、祭礼の定義は柳田國男の『日本の祭』の中で行なわれた。彼によると、祭礼とは祭りの一種であり、風流と見物人が存在するものであるという（柳田 1998 : 378-382）。また、そうした祭礼が生まれた背景には、中世以来の都市文化の力が影響していたとも述べている（同 : 392）。
- 22) こうした問いかけは、柳田國男の志向した民俗学について、「民俗」をではなく、「民俗」で研究する学問であったと指摘する岩本通弥の見解と（岩本 1998 : 26）、響きあうように思われる。

[付記]

本稿は、JSPS 科研費 23520996、15K03051、16K03223 の助成を受けたものである。

[参考文献]

- 芦田徹郎 2001『祭りと宗教の現代社会学』世界思想社
- 阿南透 2018「高度経済成長期における都市祭礼の衰退と復活」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 207 集、pp.223-252
- , 2020「となみ夜高まつりににおける祭礼の『競技化』」和崎春日（編）『響きあうフィールド、躍動する世界』刀水書房、pp.41-56
- 有本尚央 2017「都市祭礼における『暴力』と規制」『フォーラム現代社会学』16、pp.59-71
- 岩本通弥 1998「『民俗』を対象とするから民俗学なのか」『日本民俗学』215、pp.17-33
- エリアス, N. 1995「序文」エリアス&ダニング『スポーツと文明化』大平章（訳）法政大学出版局、pp.27-88
- 藺田稔 1990『祭りの現象学』弘文堂
- 多木浩二 1995『スポーツを考える』ちくま新書
- 中里亮平 2019「『祭礼研究』の成立にむけて」『日本民俗学』300、pp.154-166

———. 2023「書評 三隅貴史 著 神輿と闘争の民俗学」『日本民俗学』316、pp.139-142
三隅貴史 2023『神輿と闘争の民俗学』七月社
森の祭り祭典本部・特設祭典写真班 1989『遠州森の祭り』
柳田國男 1998「日本の祭」、『柳田國男全集』第 13 卷、筑摩書房、pp.358-508
谷部真吾 2012「祭りの変化と社会状況」『名古屋大学文学部研究論集 哲学』58、pp.53-71
———. 2020「高度経済成長期における祭礼の変容」和崎春日（編）『響きあうフィールド、躍動する世界』刀水書房、pp.23-40
山内薫明（校訂）2000『谷本社記録簿』
吉川洋 2012『高度成長』中公文庫

所属：山口大学人文学部

E-mail：yabe@yamaguchi-u.ac.jp